プロバイダ責任制限法
名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン別冊

「公職の候補者等に係る特例」に関する対応手引きの概要

2013年6月1日

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会
名誉毀損・プライバシー関係WG主査　大谷和子★

㈱日本総合研究所　法務部長

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

- プロバイダ責任制限法の施行に際し、プロバイダ等が特定電気通信の情報流通による権利侵害に適切かつ迅速に対応するためのガイドライン等を策定する目的で、2002年2月に設立された。
- 構成員は、(一社)電気通信事業者協会、(一社)テレコムサービス協会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟の通信事業者団体や著作権関連団体であり、オブザーバは、学識経験者や法律の実務家、海外の団体等である。

<u>これまでに策定・公表したガイドライン等</u>

●名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン ●公職の候補者特例対応手引き	初版: 2002/5　最終改訂: 2011/9 初版: 2013/4
●著作権関係ガイドライン	初版: 2002/5　最終改訂: 2003/11
●発信者情報開示関係ガイドライン ●発信者情報開示請求チェックリスト	初版: 2007/2　最終改訂: 2011/9 初版: 2011/10
●商標権関係ガイドライン	初版: 2005/7

公職の候補者等に係る特例（概要）

- プロバイダ等が情報発信者に対する損害賠償責任を負わない2類型の追加（プロ責法3条の2）
  - プロバイダ等が選挙運動用・落選運動用文書図画によって自己の名誉が侵害されたとする公職の候補者等から送信防止措置を講ずるよう申し出を受けて情報を削除する場合・・・・・3条の2第1号・第2号

条項	免責される場合
3条の2第1号 *New*	情報発信者に対して、「名誉侵害情報等」を示して削除に同意するかどうかを照会した場合において、情報発信者が照会を受けた日から2日を経過しても削除に同意しない旨の申出をしなかったとき
3条の2第2号 *New*	情報発信者の電子メールアドレス等が正しく表示されていないとき
3条2項1号	情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき
3条2項2号	情報発信者に対して、「侵害情報等」を示して削除に同意するかどうかを照会した場合において、情報発信者が照会を受けた日から7日を経過しても削除に同意しない旨の申出をしなかったとき

候補者特例手引きの位置づけ

プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン

- 名誉毀損・プライバシー侵害全般

別冊「公職の候補者等に係る特例」に関する対応の手引き（本手引き）

- インターネット等を利用した選挙運動等を解禁する改正公職選挙法に照らし、特に補足、変更又は留意すべき事項
- 公職の候補者等から名誉を侵害したとする情報について送信防止措置を講ずるよう申出を受けた場合の対応

本手引きの対象外となるもの

- 特定電気通信以外の通信
- 名誉侵害以外の権利侵害情報
- 他人の権利侵害には該当しない情報（公選法違反の有料広告、人気投票等）

用語の解説

用語	解説
選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報	公示日（告示日）から選挙期日の前日までの期間に掲載された文書図画に掲載された情報
選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書図画	選挙運動・落選運動のためにコンピュータ、携帯電話等のディスプレイ上に表示された文字等
公職の候補者等	公職：衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の職 候補者等：候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等、参議院名簿届出政党等
名誉侵害情報等を示して	・名誉を侵害したとする情報 ・名誉が侵害されたこと ・名誉が侵害されたとする理由 ・名誉侵害情報が選挙運動・落選運動用文書図画に掲載されているものであること
電子メールアドレス等	電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報（SNS等のユーザアカウントなど）

対応手順（3条の2第1号の場合）

- 名誉侵害情報の発信者に対する損害賠償責任を負わずに削除するための手順

(1) 照会前の確認　≪参考書式1or2≫

①公職の候補者等からの削除申出であることの確認

②特定電気通信による情報であることの確認

③選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報であることの確認

④名誉侵害情報等が通知されていることの確認

(2) 照会手続　≪参考書式5≫

上記①～④全部確認できたときに照会を行うことができる。

(3) 発信者からの回答

照会が発信者に到達した日の翌日から起算して2日以内に発信者から削除に同意しない旨の回答がないときに削除できる。

(c) 2013 OTANI Kazuko プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会資料を発表者が編集

対応手順（3条の2第2号の場合）

- 名誉侵害情報の発信者に対する損害賠償責任を負わずに削除するための手順

削除前の確認

≪参考書式3or4≫

①公職の候補者等からの削除申出であることの確認

②特定電気通信による情報であることの確認

③選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報であることの確認

④名誉侵害情報等が通知されていることの確認

⑤電子メールアドレス等の表示義務違反が通知されていることの確認

⑥電子メールアドレス等の表示義務違反があることの確認

上記①～⑥全部確認できたときに削除できる。

対応手順（3条の2第1号の場合）

(1) 照会前の確認　≪参考書式1or2≫

①公職の候補者等からの削除申出であることの確認

ア）申立者の本人確認

照会手続においては、削除申出者がWebサイト等による情報の流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等本人又はその代理人（弁護士など）であることを確認しなければならない。

書面の場合	3か月以内の印鑑登録証明書を添付する（※）
電子メールの場合	本人が発信したメールであることを証明できる電子署名
代理人がある場合	代理人への委任状も必要

※　慣習的に用いられている他の本人確認手段（パスポート、運転免許証等）で確認を求めつつ実印以外の印鑑で提出を受ける方法、第一報でFAXを受信する方法などもある。

イ）公職の候補者等であることの確認

必要に応じて選挙管理委員会に問い合わせたり、同委員会のホームページを閲覧したりする。

対応手順（3条の2第1号の場合）

(1) 照会前の確認　≪参考書式1or2≫

②特定電気通信による情報であることの確認

申出者から示されたURL等により不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信（放送以外）であることを確認する。

③選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報であることの確認

削除申出のあった情報が、公示日（告示日）から選挙期日の前日までの期間に頒布されたかどうか、SNS等の書き込み日時、タイムスタンプその他プロバイダ等が利用可能なあらゆる手段を用いて確認する。

公示日（告示日）前の書込みが更新されずに表示され続けている　×

公示日（告示日）前の書込みを発信者自ら選挙運動期間中に更新した　○

公示日（告示日）前の書込みを第三者が引用した場合の引用部分　○

※　プロバイダ等が現実に利用可能なあらゆる手段を用いても選挙運動の期間中に頒布されたことが確認できない場合には本要件を満たしていないおそれがある。

対応手順（3条の2第1号の場合）

(1) 照会前の確認　≪参考書式1or2≫

④名誉侵害情報等が通知されていることの確認

ア）名誉侵害情報

申出者から示されたURL等により名誉侵害情報が特定されていることを確認

イ）公職の候補者等の名誉が侵害された旨の通知

通知されていることが確認できればよく、実際に名誉侵害が生じていることの確認までは必要ない。

ウ）名誉が侵害されたとする理由

公職の候補者等の名誉が侵害された（社会的評価が低下した）理由が通知されていることが確認できればよく、不法行為の免責事由の要件（当該情報が公共の利害に関する事実であること等）を満たさないことの確認までは必要ない。

エ）名誉侵害情報が選挙運動用・落選運動用文書図画に係るものであること

公職の候補者等から当該情報が選挙運動用・落選運動用文書図画に掲載されていることが通知されていることが確認できればよい。

対応手順（3条の2第1号の場合）

(1) 照会前の確認

≪参考書式1or2≫

(2) 照会手続

≪参考書式5≫

前記①～④全部確認できたときに照会を行うことができる。

照会が発信者に到達した日の翌日から起算して2日以内に（例えば、3月1日に送信した場合、同日にメールが到着するとして、3月3日中に）発信者から反論があるかどうかを確認する。

（前記①～④がすべて満たされており、照会手続を行うことが可能であっても、それだけでプロバイダ等が直ちに申出者に対し削除義務を負うことにはならない。）

(3) 発信者からの回答

発信者から削除に同意しない旨の回答がないときに削除できる。

（２日以内に削除に同意しない旨の回答があったにもかかわらず削除すれば本号の免責を受けることはできない。）

対応手順（3条の2第2号の場合）

削除前の確認

≪参考書式3or4≫

3条の2第1号と同じ

①公職の候補者等からの削除申出であることの確認

②特定電気通信による情報であることの確認

③選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報であることの確認

④名誉侵害情報等が通知されていることの確認

⑤電子メールアドレス等の表示義務違反が通知されていることの確認

⑥電子メールアドレス等の表示義務違反があることの確認

①～⑥がすべて満たされることを確認できた場合には削除できる。
（前記①～⑥がすべて満たされており、削除を行うことが可能であっても、それだけでプロバイダ等が直ちに申出者に対し削除義務を負うことにはならない。）

対応手順（3条の2第2号の場合）

⑤電子メールアドレス等の表示義務違反が通知されていることの確認

公職の候補者等から名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等が正しく表示されていないことが通知されていることを確認しなければならない。

⑥電子メールアドレス等の表示義務違反があることの確認

発信者の電子メールアドレス等が正しく表示されていないことを確認する。
例えば、通知されたURLにアクセスした上、表示されている電子メールアドレスに電子メールを送信するなどして、電子メールアドレス等が正しく表示されているか否かを確認する必要がある。
（確認結果、正しく表示されていれば、本号の要件を満たさない。）

電子メールアドレス等が正しく表示されておらず、法3条の2第2号の要件を満たさない場合であっても、法3条の2第1号の要件を満たしている場合には、同号の同意照会手続を行った上で同意しない旨の申出がなければ、送信防止措置を講じても法3条の2第1号による免責が受けられる。

公職の候補者等からの申出(書式)

別添　参考書式１　名誉侵害情報の通知書（法第３条の２第１号　公職の候補者）

年 月 日

至　［特定電気通信役務提供者の名称］御中

［名誉を侵害されたと主張する公職の候補者］
住所
氏名　　印
立候補名
連絡先（電話番号）
（休日・夜間連絡先）
（e-mail ｱﾄﾞﾚｽ）
選挙管理委員会の名称・連絡先（電話番号）

名誉侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私の名誉が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。なお、当該情報は、下記に特定する選挙の選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書図画に係るものです。

記

選挙の特定	例）平成○○年○月○日執行の衆議院議員総選挙、平成○○年○月○日執行の○○市議会議員選挙、平成○○年○月○日執行の○○県知事選挙　等 ※「執行」とは、選挙期日（投票日）を越権する。
掲載されている場所	ＵＲＬ： その他情報の特定に必要な情報：（掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等）
掲載されている名誉侵害情報	
名誉が侵害されたとする理由（被害の状況など）	

13

同意照会（メール文例）

別添　参考書式５（メール文例）

（注）≪≫内は、公職の候補者等から、発信者の電子メールアドレス等が公職選挙法１４２条の３第３項又は同法１４２条の５第１項の規定に違反して表示されていない旨が示された場合に追記する。

【送信日】　　年　月　日

【宛先（情報の発信者）】［　　発信者　　］御中

【送信者（特定電気通信役務提供者）】

住所：

社名：

氏名：

連絡先：

【件名】公職の候補者等に係る名誉侵害情報のご通知　兼　送信防止措置に関するご照会

【内容】あなたが頒布した情報の流通により公職の候補者等から名誉が侵害されたとの名誉侵害情報並びに送信防止措置を講じるよう申出（申出の内容は下記のとおり）を受けましたので、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成１３年法律第１３７号。以下単に「法」という。）第３条の２第１号に基づき、送信防止措置を講じることに同意されるかを照会します。送信防止措置に同意されない場合には、以下のメールアドレスにその旨、ご連絡ください。

【同意しない場合の連絡先】

hidoixxxx@xxxx-service-provider.ne.jp

本通知が到達した日より２日を経過してもあなたから送信防止措置を講じることに同意しない旨の申し出がない場合、当社はただちに送信防止措置として、下記情報を削除する場合があることを申し添えます。

≪また、公職の候補者等からは、あなたの電子メールアドレス等が正しく表示されていない旨のご連絡を受けておりますので、あなたの電子メールアドレス等が通信端末機器の映像面に正しく表示されていないことを当社が確認したときには、このご照会にかかわらず、法第３条の２第２号に基づき即時に下記情報を削除することになります。≫

また、別途弊社契約約款に基づく措置をとらせていただく場合もございますのでご了承ください。

なお、あなたが自主的に下記の情報を削除するなど送信防止措置を講じていただくことについては差支えありません。

記

１．公職の候補者等

（氏名・政党名等）

２．選挙の特定

例）平成○○年○月○日執行の衆議院議員総選挙、平成○○年○月○日執行の○○市議会議員選挙、平成○○年○月○日執行の○○県知事選挙　等

※「執行」とは，選挙期日（投票日）を意味する。

３．あなたの発信した特定電気通信による情報

ＵＲＬ：

その他情報の特定に必要な情報：

（掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等）

４．公職の候補者等から示された名誉侵害情報等

（１）名誉侵害情報　上記３のとおり

（２）名誉が侵害された旨

（３）名誉が侵害されたとする理由（被害の状況など）

（４）名誉侵害情報が選挙運動用・落選運動用文書図画に係るものである旨

以上

特定電気通信事業者としての対応

マニュアル等の更新作業

- 参考書式を参照して、公職の候補者等からの名誉侵害情報の通知を受ける書式を整備する。
- 公職の候補者等からの名誉侵害情報の通知を受ける窓口を明確化する。
- 公職の候補者等からの名誉侵害情報の通知を受けた場合の対応手順（本人確認、頒布日時の確認方法等）を取り決め、各自の窓口に周知する。

対応に関する疑問点等を提出

- 本手引きのQ&A集に反映させるため。

これまでに寄せられた質問等

- 送信防止措置を講じることが可能な場合については分かったが、どのような場合に送信防止措置を講じる義務が生じるのか。
- ホスティングサービスを提供している場合など、サービス利用者にWebサイト管理権限を委ねており、送信防止措置を講じることができる場合に該当したとしても、サーバを止めるなど、名誉侵害情報以外の多数の情報の送信ができなくなる場合もあるが、どう考えればよいか。
- 公職の候補者等の公式ホームページのURLは選管に届け出られており、選管のホームページなどで知ることができるが、電子メールアドレスが選管に届け出られていないので、電子メールで送信防止措置の依頼を受けたときの本人確認が難しいがどうすればよいか。
- 選挙運動の期間中の休日にも送信防止措置の申出があることが考えられるが、どのような対応をとればよいか。